六月以上　日給五十日下
二月二日下　日給六十日下
三月以上　日給五十日下
三月以上　日給五十日下
一月ヲ増ス毎ニ

六、来閑頃ニ関シ様ニ於テ出サレタルモ、

七、二十一名ノ解雇者ヲ復職セシタシ

二、会社側ノ状況

1、職員職工ニ対スル接待

会社側ニ於テハ二十七日完成百四十七名ノ職工ニ退場セシメ其ノ間事狼狽スルニ至リ年末九月十日職員職工一同（一八五）ヲ食事ニ集メ支配人コフクレシヨリ

「一般職工中他ノ煽動ニ依ル退場シタルモノ見ニ階下ハ従来通リ工場内ニアリテ作業ニ努メルコトニ対シテハ原ノ威厳ノ意ヲ表ス会社トシテハ

之ニ対シ何等カノ方法ニ依ル相当ノ都酬ノ無フル為ニ依ル今後ニ引換ヲ作業ニ精勤セシメ尚階下ノ保護ニ至ルヲ会社ニ充ル考慮シ居ルカ此ノ安心シテ作業ニ服セシメ

下接待ヲナシタリ（此会日ヨリ就業スルモノニ対シテハ二本五色ノ本増ノ支出ナリ）

2、退場職工ニ発生文ノ発送

会社ハ二十七日年末ニ於テ退場職工一同ニ対シ左ノ通知書ヲ発送ヲ

通知状

本社今朝ハ会社の制止ヲ行聞キ其ニ於テ退社ヲ成リ其ノ遺憾ニ有之ハ来ル廿九日迄ニ於テ出勤其ニ於テ将来ニ於テ勤務の意志其ニ於テ被限不得止在備罪保ニ解除可仕候条件等ヲ表ス様ニ来ル通リ来ル二十九日迄ニ於テ出勤すべき

昭和二年七月二十日

法人協調會

財團